

令和 7 年 6 月 30 日

## 「観光地域づくり法人の中核・実務人材向け研修」の募集に係る要領

### 1. 目的

2030 年までに訪日外国人旅行者数 6,000 万人、消費額 15 兆円の達成に向け、持続可能な観光地域づくりを推進していく上で、インバウンド需要の取り込みと国内交流拡大の双方を支えるためにも、地域の核となる観光地域づくり法人（以下、「DMO」という。）には、その機能を十分に果たすことが求められています。

観光庁は、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を講じながら、地方誘客及び旅行消費拡大を進める中で、DMO に求める機能や役割をより明確にすること、DMO の取組や成果を適正に評価すること、DMO の活動の質向上を図ることを目的とし、令和 7 年 3 月 25 日に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を改正したところです。

本改正においては、DMO の更新登録要件として「基礎的な研修を受講していること」を定めています。具体的には、CEO 等は経営層向けの研修を年 1 名以上受講していること、中核・実務人材（CMO、CFO 等）は 3 名以上が受講していることを求めています。

本募集は、そのうち中核・実務人材に向けた研修を既存の研修または現在形成中の研修から公募するものです。

今後の募集については、当面の間、年 1 回実施していくこととしています。

### 2. 申請する研修に求める要件

次の要件を全て満たす研修を募集します。

#### (1) 研修内容について

- 1) 令和 7 年 3 月 25 日改正ガイドラインの内容の説明が盛り込まれていること
  - 2) 観光庁の発行している次の 3 つのガイドブックに記載された内容に沿ったものであること
    - ① 観光地域づくり法人 (DMO) による観光地経営ガイドブック (令和 6 年 3 月発行)
    - ② 観光地域づくり法人 (DMO) による観光地域マーケティングガイドブック (令和 4 年 12 月発行)
    - ③ 観光地域づくり法人 (DMO) における自主財源開発手法ガイドブック (令和 4 年 3 月発行)
- URL : [https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku\\_seido/dmo/shiryo.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html) を参照ください。
- 3) 「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」の観光地経営人材に求められる知識・技能の 6 つの要素を満たした内容になっていること。但し、観光 DX に

については、観光庁が作成した研修素材を用いること  
URL: <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001595695.pdf> を参照ください。

## (2) 研修の運営方法

- 1) 受講者の受講状況の把握と受講後の理解度を測ったうえで、研修実施機関の責任をもって受講証明の発行を行うこと。受講証明に必要な記載事項は、観光庁と協議の上、盛り込むこと
- 2) なりすまし受講を防ぐ工夫をすること
- 3) 選定後も研修の磨き上げを図るべく、観光庁とも協議を行いながら PDCA サイクルを回し、研修プログラムや運営方法を常に改善すること
- 4) 令和7年中に開講し、かつ、令和9年9月末まで受講可能なこと
- 5) 受講希望者の受講機会を十分に確保できるよう開催時期、頻度を工夫すること

## (3) その他

- 1) 研修内容や運営に改善を要する点、過不足が認められるときは、速やかに改善を行うこと
- 2) 研修の有効期間内に観光庁や観光庁が委託する事業者（以下、「事務局」という。）が研修の立ち会いや閲覧を申し出た際はそれに応じること
- 3) 観光庁からの申し出があった際は、受講者の本人確認に要する情報や受講歴の提供に協力すること
- 4) 研修を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等に遵守すること
  - ① 提供された情報、研修実施において知り得た情報については、研修実施期間中及び研修終了後についても、その秘密を保持し、本研修業務以外に使用しないこと
  - ② 提供を受けた情報及び研修実施において知り得た情報のうち、機密性2（情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報）以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁及び事務局と協議の上、令和9年9月30日以降速やかに全て消去すること
- 5) 研修内容に宗教活動や政治活動が含まれないようにすること
- 6) (1)の研修内容に関し、1)～3)が今後改定された場合には、改定された内容に準拠すべく研修の改定を行うこと

## 3. 有効期間

選定された研修の有効期間は令和9年9月末までとします。

上記2.(1)～(3)が満たされず、速やかな改善が認められない場合には、有効期間内であっても遅滞なく選定を取り消します。また、それによって生じる損害や受講生

への補償等は、研修実施機関が責任をもって対応することといたします。

#### 4. 選定方法

選定にあたっては、2. を踏まえ、観光庁において審査を行います。審査は、書類審査とヒアリング審査により行います。なお、ヒアリングについてはプレゼンテーション及び質疑応答を想定しています。

#### 5. 募集期間

令和7年6月30日（月）～令和7年8月18日（月）17時

#### 6. 申請書等の提出

- (1) 提出書類
- ・ 申請書（様式1）
  - ・ 研修計画（様式2）
  - ・ シラバス（様式無し）

※必要に応じて追加の資料等の提出ができます

#### (2) 提出方法

提出件名及びファイル名に研修実施機関名を記入の上、電子メールにより下記提出先まで送付すること。

提出先： [hqt-kensyu-dmo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensyu-dmo@gxb.mlit.go.jp)

件名：【研修実施機関名】観光地域づくり法人の中核・実務人材向け研修

ファイル名：【研修実施機関名】様式1（申請書）

【研修実施機関名】様式2（研修計画）

【研修実施機関名】シラバス

#### (3) 留意事項

選定にあたり合意した事項が行われなかったり守られない場合、申請内容に虚偽等が発覚した場合は、本申請を無効とし選定を取り消します。

#### 7. 今後のスケジュール（予定）

審査 令和7年8月～9月

選定結果公表 令和7年9月

研修の開始 令和7年10月～12月

#### 8. 問い合わせ先

観光庁「観光地域づくり法人の中核・実務人材向け研修」担当

連絡先： [hqt-kensyu-dmo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensyu-dmo@gxb.mlit.go.jp)

当要領に関してご不明な点がございましたら電子メールによりお問い合わせください。電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。